

小川町学校再編等審議会条例

（平成30年12月11日）
（条例第25号）

（設置）

第1条 小川町立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の教育環境の改善等を行い、持続可能な望ましい学校教育の実現に資するため、小川町学校再編等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査及び審議し、答申する。

- (1) 小中学校の再編に関する事項
- (2) 小中学校の通学区域の編成に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか教育委員会が必要と認める事項

2 審議会は、前項に定めるもののほか、町長の諮問に応じ、同項第1号及び第3号に定める事項に関連する事項について調査及び審議し、答申することができる。

（組織）

第3条 審議会は、委員18人以内で構成し、次に掲げる者のうちから教育委員会が町長と協議し、委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 小中学校の保護者を代表する者
- (3) 行政区を代表する者
- (4) 小中学校の学校長
- (5) 町民のうちから公募により選出された者
- (6) 前各号に定めるもののほか教育委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年若しくは町長又は教育委員会の諮問に対する審議会の答申が終了する日のいずれか早い日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ

め会長が定めた順序によりその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育委員会教育長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、必要に応じ、審議会の決定により会議を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、審議会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、学校教育を主管する課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(小川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 小川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和59年小川町条例第7号)の一部を次のように改める。

別表中「小・中学校通学区域審議会」を「学校再編等審議会」に改める。

(小川町立小・中学校通学区域審議会条例の廃止)

3 小川町立小・中学校通学区域審議会条例(平成6年小川町条例第7号)は、廃止する。